

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和3年4月20日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000768号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100010号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日(平成30年1月1日)及び取得年月日(同年9月1日)を取り消し、平成30年1月から同年8月までの標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

平成30年1月1日から同年9月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年1月1日から同年9月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成30年1月1日から同年9月1日まで

私は、平成29年1月1日から平成30年12月31日までA社に在籍していたが、事業主は令和2年7月27日に私の厚生年金保険の資格喪失年月日を平成30年1月1日として届け出た。その後、令和2年10月2日に、資格喪失年月日を平成31年1月1日に訂正したため、請求期間が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録、A社から提出された賃金台帳(以下「賃金台帳」という。)並びに請求者から提出された2018年(平成30年)4月分、同年5月分、同年7月分及び同年8月分の給与明細票により、請求者が請求期間も同社に継続して勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求期間の標準報酬月額は、賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から41万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成30年1月から同年8月までの期間について、請求者に係る厚生年金保険料を

納付したか否かは不明と回答している一方、令和2年7月27日に、請求者の厚生年金保険の資格喪失年月日を平成30年1月1日とする健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を年金事務所に届け出た後、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の同年10月2日に、資格喪失年月日を平成31年1月1日に訂正する届出を行ったため、請求者の請求期間については、厚生年金保険法第75条本文該当により保険給付の計算の基礎とならない記録とされていることから、年金事務所は、請求者の平成30年1月1日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。